

地域再生計画（地方創生道整備交付金）事後評価調書

都道府県名	三重県	事業実施主体	三重県、津市、松阪市、大台町、紀北町	地域再生計画名	地産地消運動を支える道路整備計画
計画期間	平成27年度～令和元年度	評価責任者	三重県農林水産部長		

	指標		基準値		中間目標値		最終目標値		事後評価	達成状況		最終目標値の実現状況に関する評価		
	指標1	指標2	基準年度	H25	年度	中間実績	基準年度	最終実績		指標総数	達成数			
①地域再生計画に記載した数値目標の実現状況	指標1	「ウッドピア松阪」へのアクセス改善	39分	H25	24分	H29	24分	24分	R1	24分	○	2	1	平成28年度に広域農道中南勢二期地区の事業が完了し、供用を開始したことにより、アクセスが改善し目標を達成した。
	指標2	「ウッドピア松阪」における原木等取扱量	10.2万m ³	H25	10.7万m ³	H29	10.3万m ³	11.0万m ³	R1	10.0万m ³	△	2	1	農道、林道の整備の効果により、目標値の取扱量には及ばなかった。「ウッドピア松阪」内における原木取扱量については、市売で取り扱う品質の高い原木に関して、中間評価時（H29）と比較すると54,534m ³ から64,249m ³ と取扱量は9,715m ³ 増加しているものの、チップ加工場で取り扱う品質の低い原木に関しては、48,041m ³ から35,808m ³ と取扱量は減少している。しかし、目標値の取扱量には至っていないが、本来、林業として生産すべき品質の高い原木の割合が高くなってきていることは、整備効果があったと考える。減少の要因としては、チップの価格競争が関係していると考えられる。
②地域再生計画に記載した数値目標以外の波及効果の実現状況	指標1	—												
	指標2	—												

③事業の進捗状況	事業名	整備量（その他の事業では取組内容）			事業の進捗状況に関する評価
		計画	中間年度（R1）	最終実績	
特別措置を適用して行う事業	広域農道事業	1.0km	1.0km	1.0km	これまで、米、野菜、茶などの農作物が生産されている地域から国道等の基幹道路につながる道路が未整備であったことから交通渋滞を起こすなど、交通量の飽和状態がみられたが、農道整備事業の完了により、農作物の産地から市場への出荷等のアクセスの改善が図られ、目標を達成することができた。
	林道事業	14.7km	6.4km	10.1km	今まで森林整備が困難であった区域について、林道整備によりアクセスの改善が図られた結果、森林整備を実施することが可能となった。路線計画区域のアクセスを改善することにより、主伐や間伐等森林整備が可能となる区域がまだまだ存在するため、R2年度からの新規計画により引き続き事業を実施したい。なお、当該計画区域内においては、紀伊半島初となる合板工場が平成30年3月下旬より操業を開始したことに伴い、木材の需要拡大に対応するため、更なる林道の整備は必要不可欠である。
その他の事業	—				—
計画外で独自に実施した事業	県産木材の需要拡大への取組	「三重の木」利用拡大に向け、「三重の木」のPRや研修会を開催			「三重の木」認証事業者等が連携した県産材のPR活動等への支援や、建築士等と連携した県産材PRイベントを実施するとともに、川上から川下までの県産材利用のネットワーク強化のための研修会や地域材利用拡大のための研修会等を開催し、「三重の木」等の県産木材の需要拡大に取り組んできた。（計画期間内毎年開催）県内住宅着工数の減少等もあり、年間の県産木材の需要量は未だ減少傾向であるため、引き続き県産木材の需要拡大に向けた取組を進めていきたい。
	県産木材の安定供給への取組	「三重の木」を安定的に供給するための体制づくりを行うため、木材流通を改善する施設整備や生産と需要のマッチングのための支援を実施			「三重の木」を安定的に供給するため、プレカット工場や原木市場等の施設整備に取り組むとともに、県内の林業・木材産業及び原木市場の関係者等が集い、原木の需給情報の共有や、原木流通の課題等について検討・調整等を行う研修会を開催した。（計画期間内毎年開催）引き続き、取組を進め、「三重の木」の安定供給体制を構築していきたい。
	木質バイオマスエネルギー利用促進への支援	木質バイオマスをエネルギー源として利用するために必要な体制の構築を図る。			発電用の木質チップ原料を供給する事業者に対して、高性能林業機械等の導入を支援したほか、運搬コストがかかることから利用が進まない枝葉等を現地土地等でチップ化して効率的に発電所へ供給する取組について支援し、木質チップ燃料の安定供給に向け取り組んだ。（H30まで支援）
	県産農林水産物の需要拡大等に関する取組	県の生産物表示制度関連食材や高付加価値化に取り組む県内農林水産物に関する情報発信など、県民の県産品に対する満足度の向上に努める。			県のイメージアップや地域活性化につながる情報発信を行うため、高い品質や高い知名度等があるブランド化された県産品と事業者の認定を行った。また、地域で生産した農産物を商品化・販売する等、6次産業化を促進するため、人材育成のための研修会の実施等を行い、6次産業化に取り組む団体数が増加した。

④評価方法 地域再生計画事後評価委員会により、最終目標値の達成に関する評価・検討を実施、

⑤事後評価の公表方法 三重県農林水産部治山林道課及び農業基盤整備課のホームページにて公表する。

⑥計画全体の総合評価 本地域再生計画では、地方創生道整備交付金を活用した広域農道整備と林道整備を一体的に実施しているが、広域農道においては、整備計画にあわせた予算措置ができたため、目標の計画量を完了することができた。「ウッドピア松阪」における原木等取扱量については、最終目標を達成できなかったが、市売で取り扱う品質の高い原木に関して、中間評価時と比較すると9,715m³増加しており、目標値の取扱量には至っていないが、本来、林業として生産すべき品質の高い原木の割合が高くなってきていることから、H27～R1の5ヶ年の計画については整備効果はあったと考える。また、R2年度からの新規計画により林道路線の将来計画を推進することで、森林整備が可能となる区域も拡大し、品質の高い木材の搬出量がより一層増加することが見込まれることから、今後、取扱量は増加すると考えられる。

⑦今後の方針等 本地域再生計画においては、ほぼ計画どおり農道及び林道の整備が進捗しており、農道については整備が完了し、拠点施設へのアクセス改善の目標は達成できた。林道については、今後も事業を推進することにより森林整備等が促進され、木材搬出量の増加も見込まれることから、令和2年度から新たに地域再生計画の認定を受け、森林整備の促進及び木材搬出量の増加に向け適切な事業実施に努めたいと考えている。